平成２１年（再ロ）第２号
北海道旭川市春光４条６丁目４番５号　フロンティア春光101号
再生債務者　西本　孝由
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年６月15日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年７月21日まで
平成21年６月22日　　旭川地方裁判所民事部
平成２１年（再ロ）第５号
大阪府岸和田市港緑町５番３―205号
再生債務者　深川　健一
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年６月22日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年７月21日まで
平成21年６月23日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係
平成２０年（再ロ）第１９号
高知県南国市里改田259番地の２
再生債務者　橋田　昌代
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年５月19日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年７月21日まで
平成21年６月23日
高知地方裁判所民事部個人再生係
平成２１年（再ロ）第２号
青森県八戸市大字市川町字桔梗野35番地101
再生債務者　江刺家春雄
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年６月18日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年７月28日まで
平成21年６月23日
青森地方裁判所八戸支部個人再生係
平成２１年（再ロ）第１００１９号
千葉県市川市下貝塚１―４―13
再生債務者　松本　誠一
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年６月23日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年７月７日まで
平成21年６月23日
東京地方裁判所民事第20部
平成２１年（再ロ）第１００２６号
東京都杉並区善福寺２―30―11　ハイツおその井２号棟225
再生債務者　前川　一人
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年６月22日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年７月７日まで
平成21年６月23日
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第１００８号
東京都大田区東矢口２―２―５―201
再生債務者　瀧崎　勝真
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年６月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年６月22日
東京地方裁判所民事第20部
平成２１年（再ロ）第４号
千葉県習志野市谷津６丁目９番11号　グランシャリオ105号
再生債務者　福井　邦昭
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年６月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年６月19日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２１年（再ロ）第３号
兵庫県西宮市小松西町２丁目１番２―705号
再生債務者　浪花　勝史
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年６月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年６月22日　神戸地方裁判所尼崎支部
平成２０年（再ロ）第２号
高知県四万十市渡川１丁目11番26号
再生債務者　田村　末生
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年６月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年６月23日　高知地方裁判所中村支部
平成２０年（再ロ）第１５号
埼玉県新座市新座３丁目３番６―104号
再生債務者　中川　　晃
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年６月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年６月23日
さいたま地方裁判所第３民事部
平成２１年（再ロ）第２号
富山市春日122番地９
再生債務者　荒瀬　清子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年６月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年６月22日　　富山地方裁判所
平成２１年（再ロ）第３号
宮崎県小林市大字堤2033番地
再生債務者　長野　宏行
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年６月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年６月23日
宮崎地方裁判所都城支部破産係

給与所得者等再生による免責決定

平成２１年（モ）第１９号
岡山県倉敷市中央２丁目13番11号
再生債務者　守屋　　恵
1　主文　再生債務者を免責する。
2　理由の要旨　再生債務者が再生計画を遂行することが極めて困難であり、かつ、民事再生法235条１項各号に定める事由がある。
平成21年６月23日　岡山地方裁判所倉敷支部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成21年７月１日　　埼玉県教育委員会
1　氏名、本籍地、失効年月日、免許状の種類、免許番号、授与年月日、授与権者
小島　光昭、東京都、平成21年６月19日
ア　高等学校教諭１種免許状、平２高１第16579号、平成２年３月31日、東京都教育委員会
イ　高等学校教諭専修免許状、平成10年11月１日、埼玉県教育委員会
2　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

吸収合併公告

左記会社は合併して甲は乙および丙の権利全部を承継して存続し乙および丙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十一年九月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙および丙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙および丙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行および資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) http://www.keiyo.co.jp
(乙) 掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年五月二十二日
掲載頁　八十頁（号外第一〇六号）
(丙) 掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年四月十七日
掲載頁　一〇六頁（号外第八十三号）
平成二十一年七月一日
千葉市若葉区みつわ台一丁目二八番一号
(甲) 株式会社ケーヨー
代表取締役社長　醍醐　茂夫
千葉市若葉区みつわ台一丁目二八番一号
(乙) ニック産業株式会社
代表取締役社長　儘田　公明
長野市桐原一丁目三番五号
(丙) 本久ケーヨー株式会社
代表取締役社長　林　　武夫